

掛川市規則第2号

掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請書等)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）によるものとする。

2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する添付書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1部を添えなければならない。

(設立の認証の申請等の公告)

第3条 条例第2条第5項の規定による公告は、掛川市公告式条例（平成17年掛川市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(設立の認証の申請に係る定款等の縦覧)

第4条 条例第2条第5項の縦覧は、企画政策部生涯学習協働推進課（第4項において「縦覧場所」という。）において行うものとする。

- 2 縦覧日は、掛川市の休日を定める条例（平成17年掛川市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。
- 3 縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 4 市長は、縦覧書類の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、縦覧できない日を定め、又は縦覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を縦覧場所に掲示するものとする。

(補正の申立書等)

第5条 条例第2条第7項の申立書は、補正申立書（様式第2号）によるものとする。

2 法第10条第1項に規定する添付書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものを補正する場合にあっては、それぞれ副本1部を添えなければならない。

(設立の登記完了の届出)

第6条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書（様式第3号）により行わなければならない。

(役員の変更等の届出)

第7条 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書（様式第4号）により行わなければならない。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1部を添えなければならない。

（定款の変更の認証の申請書等）

第8条 条例第3条第1項の申請書は、定款変更認証申請書（様式第5号）によるものとする。

2 法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本1部を添えなければならない。

（定款の変更の届出書等）

第9条 条例第3条第2項の届出書は、定款変更届出書（様式第6号）によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1部を添えなければならない。

（定款変更の登記事項証明書の提出）

第10条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記事項証明書提出書（様式第7号）により行わなければならない。

（事業報告書等の提出）

第11条 条例第4条第1項の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書（様式第8号）により行わなければならない。

2 法第29条の規定により提出する事業報告書等には、それぞれ副本1部を添えなければならない。

3 条例第4条第2項の規定による書類の提出は、公開書類提出書（様式第9号）により行わなければならない。

（事業報告書等の閲覧等）

第12条 条例第5条の閲覧又は謄写（以下この条において「閲覧等」という。）は、企画政策部生涯学習協働推進課（次項において「閲覧場所」という。）において行うものとする。

2 閲覧等の請求は、閲覧場所に備え付けてある受付簿に所定の事項を記入することにより行わなければならない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、閲覧等について準用する。

（事業の成功の不能による解散の認定の申請書）

第13条 条例第6条の申請書は、解散認定申請書（様式第10号）によるものとする。

（解散の届出）

第14条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書（様式第11号）により行わなければならない。

ない。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請書)

第15条 条例第7条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(様式第12号)によるものとする。

(合併の認証の申請書等)

第16条 条例第8条第1項の申請書は、合併認証申請書(様式第13号)によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の登記完了の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書(様式第14号)により行わなければならない。

(清算人の就任の届出)

第18条 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書(様式第15号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(清算終了の届出)

第19条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書(様式第16号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(検査をする職員の身分証明書)

第20条 法第41条第3項の証明書は、身分証明書(様式第17号)によるものとする。

(聴聞の期日における審理の公開の請求)

第21条 法第43条第3項の請求は、聴聞の期日における審理の公開請求書(様式第18号)により行わなければならない。

(電磁的記録の備置きの方法)

第22条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取った電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる方法により電磁的記録の備置きを行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

（電磁的記録の作成の方法）

第23条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法）

第24条 条例第16条第4項に規定する電磁的記録に記録されている事項の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（委任）

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所又は居所

申請者 氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

（注）申請者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

補 正 申 立 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所又は居所

申立者 氏名

電話番号

年 月 日付けで提出した書類について補正を行いたいので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申し立てます。

1 補正する書類

2 補正の内容

3 補正の理由

（注）申請者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

設立登記完了届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動法人 の設立の登記が完了したので、特定非営利
活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

設立登記年月日 年 月 日

役員変更等届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者
主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により届け出ます。

変更年月日	
変更事項	
役職名	
氏名	
住所又は居所	

定款変更認証申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

主たる事務所の所在地
名称
申請者 代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

--

（注）代表者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

定款変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により届け出ます。

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

--

3 変更の時期 年 月 日

定款変更登記事項証明書提出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

主たる事務所の所在地
名称
提出者 代表者氏名
電話番号

定款変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

登記年月日 年 月 日

（注）代表者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

事業報告書等提出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

主たる事務所の所在地
名称
提出者 代表者氏名
電話番号

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 活動計算書
- 5 年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち、10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（注）代表者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

公開書類提出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

主たる事務所の所在地
名称
提出者 代表者氏名
電話番号

閲覧又は謄写に係る書類について、特定非営利活動促進法施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり提出します。

1 設立又は合併の認証を受けた場合

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (4) 設立当初又は合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- (5) 認証に関する書類の写し
- (6) 設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書の写し
- (7) 法人成立時又は合併登記時の財産目録

2 定款の変更の認証を受けた場合

- (1) 変更後の定款
- (2) 認証に関する書類の写し

3 定款の変更に係る登記をした場合

- (1) 定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の写し

（注）代表者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

解散認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

主たる事務所の所在地
名称
申請者 代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、次のとおり同条第1項第3号に掲げる事由による解散の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

（注）代表者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

解 散 届 出 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者
解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人氏名
電話番号

次のとおり特定非営利活動法人 _____ を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

解 散 年 月 日	年 月 日
解散事由の該当規定	特定非営利活動促進法第31条第1項第 号
解 散 の 理 由	
残余財産の処分方法	

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
申請者 清算人氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、次のとおり残余財産の譲渡の認証を受けた
いので、申請します。

譲渡すべき残余財産		残余財産の譲渡を受ける者
種 別	数 量	

（注）清算人氏名欄には、記名押印又は署名してください。

合併認証申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

電話番号

申請者

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由
- 2 合併後存続する（合併により設立する）特定非営利活動法人の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 その他の事務所の所在地
- 6 定款に記載された目的
- 7 定款に記載された特定非営利活動の種類

（注）代表者氏名欄には、記名押印又は署名してください。

合併登記完了届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者
主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇の合併登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

合併登記年月日 〇〇 年 〇 月 〇 日

清算人就任届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者
解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人氏名
電話番号

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇の清算人就任登記を行ったので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

清算終了届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者
解散した特定非営利活動法人の名称
清算人の住所又は居所
清算人氏名
電話番号

特定非営利活動法人 〃の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

（表面）

身 分 証 明 書		第 号
		所 属
		職 名
		氏 名
		生 年 月 日 年 月 日
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により検査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日		掛川市長 氏 名 印

（裏面）

<p>特定非営利活動促進法（抜粋）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--

（注）用紙の規格は、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

聴聞の期日における審理の公開請求書

年 月 日

（あて先）掛川市長

主たる事務所の所在地
名称
請求者 代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第43条第3項の規定により、設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理の公開を請求します。

公開請求理由

（注）代表者氏名欄には、記名押印又は署名してください。